

消費生活 相談

その電話、受けて大丈夫？ 海外からの不審な電話に注意しよう

【問い合わせ】消費生活センター(くらしの安全課内 ☎287-0858)

国際電話番号(+1 や+44 などから始まる番号)を利用した特殊詐欺被害が多発しています。海外に親族や知人がいない場合は、着信拒否設定を行うことで、詐欺被害を未然に防ぐことができます。被害に遭わないために、国際電話番号からの着信を受けないための対策をしましょう。



- ▼心当たりのない国際電話は詐欺電話の可能性が高いため、怪しい電話には出ない、折り返さないようにしましょう。
- ▼もし電話に出てしまったら、個人情報や絶対に伝えず、すぐに電話を切りましょう。
- ▼国際電話を利用しない方は、利用休止申請等しましょう。



活用しよう！

利用休止 申請等



警視庁推奨 アプリ



迷惑電話対策相談センター(でんわんセンター)(土・日曜日、祝日を除く午前10時～午後5時)
☎03-6162-1111

**犯罪が行われている・犯罪被害が発生した場合
警察相談専用電話 #9110**

相談事例

【事例1】最近、「+1」から始まる国際電話が多くかかってくる。電話に出ても無言だった。国際電話の受電を拒否する設定をしたいがどうしたらよいか。

【事例2】自動音声で数時間後に電話が使えなくなるという不審な電話があった。「1」を押せと言われて押したら、電話口に人が出て、名前と生年月日を聞かれて答えたところ、間違いだったと言われて切られた。着信履歴から海外からの着信だと知った。



被害に遭わないために

▼「+1」や「+44」など、「+」から始まる電話番号は海外からのダイヤル番号です。



困ったときや不安を感じたときは、一人で悩まず、すぐ相談！

◇消費生活センター(☎287-0858)
◇消費者ホットライン(☎188)

国民年金
だより



「国民年金保険料」は社会
保険料控除の対象です

■「社会保険料控除証明書」が送付されます

1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、10月中旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。

また、10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付する方には、令和9年2月に、同様の証明書が送付されます。証明書は大切に保管し、年末調整や確定申告の際にご使用ください。

■支払った全額が所得控除の対象となります

国民年金保険料は、納付した全額が所得税、村・県民税および森林環境税の社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除は、社会保険料(国民年金・厚生年金・国民健康保険・健康保険等)を納付(給与天引きを含む)したときに受けられる所得控除で、申告できるのは1月1日～12月31日に納付した社会保険料の金額です。

控除を受けるには、年末調整や確定申告の際に、納付を証明する書類(控除証明書や領収書等)を添付する必要があります。

■扶養家族分の納付額も控除対象となります

扶養家族の国民年金保険料を納付した場合の納付額も、納付した方の所得税等の控除対象となります。年末調整や確定申告の際に家族分の証明書も添付して、本人の社会保険料額と合算してください。

■問い合わせ

日本年金機構水戸北年金事務所(☎231局2283)